平成２１年（フ）第５７５５号
大阪府枚方市香里園町６番13―308号
債務者　生田　和惠
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７７０号
大阪市大正区鶴町３丁目６番７―404号　矢野方
債務者　武田　昌浩
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８０９号
大阪市城東区野江２丁目17番21―506号
債務者　髙梨　裕之
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８７１号
大阪市住吉区浅香１丁目２番５―204号
債務者　藤井政孝こと　藤井　正憲
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８７５号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目23番１号　第２グリーンハイツ101号
債務者　岩下美由紀
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８９９号
大阪市大正区南恩加島３丁目４番２号
債務者　濱名　幸徳
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９２７号
大阪府吹田市山田西１丁目８番３―507号
債務者　野口千栄子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９３５号
大阪府四條畷市岡山２丁目１番４号　エクセレントカーサ302
債務者　北尾　　太
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９４４号
大阪府東大阪市菱江１丁目23番３号　メゾン菱江705号
債務者　進藤　智子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９４９号
大阪府茨木市新郡山２丁目６番503号
債務者　宮田　英明
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９５１号
大阪市生野区桃谷２丁目12番17号
債務者　重山　　豊
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９７４号
大阪府八尾市山本町北６丁目１番15号
債務者　松下　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９８６号
大阪府吹田市南金田１丁目２番20号
債務者　豊田　篤子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６００４号
大阪府東大阪市衣摺２丁目６番26号　シャーメゾンヴエルデパティオ　A105号
債務者　本二日市吉雄
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０２７号
大阪府八尾市久宝寺１丁目１番25号
債務者　松本　啓子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０７１号
大阪府交野市私市山手５丁目３番16号
債務者　古田　成美
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０８７号
大阪市港区八幡屋１丁目13番10号八幡屋ビル506号
債務者　長友はつ代
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部